

平成 28 年度
県産工業製品海外販路開拓事業
公 募 要 領
(新規採択申請用)

平成 28 年 7 月



目次

1. 事業の背景および目的	P 1
2. 事業概要	P 1
(1) 事業概要	
(2) 支援内容	
ア. 海外見本市への出展に係る支援	
イ. 海外営業活動に係る支援	
ウ. フィージビリティスタディに係る支援	
3. 支援内容	P 2
(1) 応募資格	
(2) 対象となる製品	
(3) 申請に関する注意	
(4) 実施期間について	
4. 応募方法	P 2
(1) 申請書の様式	
(2) 申請に係る提出書類	
(3) 申請に係る相談等について	
(4) 公募期間について	
(5) 申請書類の提出先および問い合わせ	
5. 審査および採択	P 4
(1) 審査方法	
(2) 選定基準	
(3) 採択	
(4) 採択の取り消し	
6. 活動経費について	P 5
(1) 活動経費の内容	
(2) 経費の流れ	
(3) 活動経費に係る積算根拠について	
7. 各種書式	
(1) チェックシート	P 8
(2) 第1号様式：補助金交付提案書	P 9
(3) 別紙1：事業計画書	P 1 0
(4) 別紙2：事業費積算書	P 1 4
(5) 別紙3：収支計画書	P 1 5
(6) 別紙4：活動スケジュール	P 1 6
(7) 別紙5-1：企業概要表	P 1 7
(8) 別紙5-2：3ヶ年財務状況指標	P 1 9
(9) 別紙6：補助金・助成金等の活用状況（過去5年分）	P 2 0

1. 事業の背景および目的

県産品の海外展開について、食品分野は香港、台湾の高級スーパーに定番化するなど、販路が着実に広がっているものの、工業製品における販路拡大は十分ではなく、新たな市場開拓の可能性を有しています。

しかしながら、工業製品の販路拡大にあたっては、海外展開に伴う、情報収集、人材確保、ノウハウの蓄積、ネットワークの構築等に課題があることから、これらの阻害要因を軽減する効果的な支援が必要とされています。

このことから、工業製品の海外への販路拡大について、製品の特性や商品流通の段階に応じた、総合的な施策展開を図るため、見本市出展、ビジネスマッチング、可能性調査、プロモーション等の支援を実施します。

2. 事業概要

(1) 事業概要

工業製品の海外における販路開拓を積極的に支援し、海外展開の成功事例を蓄積することにより、本県経済のけん引役として製造業の活性化を図る。

(2) 支援内容

ア. 海外見本市への出展支援

- ① 支援企業旅費
 - ・海外見本市出展に要する職員旅費とそれらに付随する旅費
- ② 見本市出展料
 - ・出展料、ブース、小間借料等
- ③ 運搬費
 - ・見本市出展に要する展示品、展示用什器の運搬費
- ④ 装飾費
 - ・ブース等のデザイン費、掲示物等製作費、什器類のレンタル・リース料等

イ. 海外営業活動に係る支援

- ① 支援企業旅費
 - ・商談会その他ビジネスマッチングに要する職員旅費とそれらに付随する旅費
- ② プロモーション活動に係る経費
 - ・パンフレット製作費、広告宣伝費、フェアなどにおける販売促進費、パブリシティ費用等)
- ③ バイヤー招聘に係る経費
 - ・沖縄県内にバイヤーを招聘するための経費

ウ. フィージビリティスタディ(可能性調査・評価・製品の改良)に係る支援

- ① 支援企業旅費
 - ・現地市場条件の調査や現地法制度及び規格に合わせた製品の改良に要する職員旅費、それらに付随する旅費
- ② 調査費
 - ・海外展開する既存製品に係る市場調査費用、特許権・商標権等の産業財産権の調査・取得費用等

③試験分析費

・試験機関等による試験・検査・分析費用、試験成績書発行手数料・翻訳費用等

④原材料費

・海外展開する既存製品について、現地ニーズに合わせるための改良等に係る原材料費
(新規開発する製品は対象外)

3. 支援内容

(1) 応募資格

- ① 県内に本社又は主たる事業所を有する企業又は団体であること。
- ② 化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業等の製造業を行う企業又は団体であること。
ただし、食料品製造業及び飲料・たばこ製造業を行う企業又は団体を除く。
- ③ 県内で製造又は主たる加工がなされ、付加価値を増して出荷される製品を海外展開する企業又は団体であること。
- ④ 本事業を活用し、海外販路開拓・拡大を積極的に行う意欲があり、又、事業終了後も海外展開を継続して行う意思と能力があること。

(2) 申請に関する注意

- ① 応募に関しては、一事業者、1件とします。
- ② 事業者が同一の海外展開に関する内容で、国、公共団体、又はそれらに準ずる公的機関の助成制度により助成(委託事業を含む)などを受けている場合や採択が決定している場合は、審査の対象外、又は採択の決定が取り消される場合があります。
- ③ 採択された場合でも、補助金交付額は審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。
- ④ 事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価(追跡調査)を行います。
- ⑤ 支援企業として採択された場合は、実施報告書に企業名や支援の実績などを掲載し、公表します。

(3) 実施期間について

下記の期間を支援実施期間とします。

■新規採択支援企業:平成28年9月1日～平成29年3月10日(予定)

※事業実施に伴う成果を検証し、事業を中断・縮小する場合があります。

※国又は県の予算状況により、事業期間を中断又は短縮する場合があります。予めご了承ください。

※支援企業として採択された場合、継続審査を経て最長5年間の支援を受けることができます。

4. 応募方法

応募者は、応募に係る書類一式を沖縄県産業振興公社に提出してください。

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、当社で指定する様式に従って作成してください。

申請書の様式は、沖縄県産業振興公社のホームページからダウンロードしてご使用ください。

公益財団法人沖縄県産業振興公社 <http://okinawa-ric.jp/>

※申請書は必要箇所に押印の上、片面印刷、正本1部、コピー9部はダブルクリップで止めて提出してください。

(2) 申請に係る提出書類

<input type="checkbox"/>	1. 補助金交付提案書(第1号様式)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	2. 事業計画書(別紙1)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	3. 事業費積算書(別紙2)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	4. 収支計画書(別紙3)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	5. 活動スケジュール(別紙4)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	6. 会社概要表(別紙5-1、5-2)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	7. 補助金・助成金等の活用状況(別紙6)	
<input type="checkbox"/>	8. 直近3年分の決算報告書(損益計算書、貸借対照表)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	9. 法人税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書(直近のもの)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	10. 提案商品の仕様書、パンフレット・カタログ等	各10部
<input type="checkbox"/>	11. 法人の定款	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	12. 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	正本1部、コピー9部
<input type="checkbox"/>	13. その他(各社必要と認める資料等)	正本1部、コピー9部

(3) 公募スケジュールについて

■公募期間：平成28年7月5日(火)～平成28年7月29日(金)17:00まで

■事前相談期間：平成28年7月5日(火)～平成28年7月27日(水)

■申請書提出締切期限：平成28年7月29日(金)17:00まで

※事前相談は、既に作成された申請書をもとに、事業計画書、積算書、収支計画等について確認及び助言を行います。

※事前相談は必須とし、予約制といたします。予め、専門コーディネーターへ連絡の上、日程調整を行ってください。

■新規採択審査会：平成28年8月中旬頃を予定

(注)書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、必ず申請書類等の確認をしてから提出してください。

(注)FAX及びメールによる提出は受け付けません。

(注)なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(4) 申請書類の提出先および問い合わせ

(公財)沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

県産工業製品海外販路開拓事業担当

TEL：098-859-6238／Email：kogyo@okinawa-ric.or.jp

〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階

5. 審査および採択

(1) 審査方法

申請された事業内容について、外部有識者等により構成する審査委員会において審議を行い、支援企業を採択します。

なお、審査は非公開で行いますので、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 選定基準

- ① 海外展開する製品について、現状、課題、事業内容、活動計画等が明確であること。
- ② 海外展開する製品についての優位性や競合他社製品について把握できていること。
- ③ 補助事業終了後も、事業を運営する能力及び生産体制が整っており、事業の継続性が担保されること。
- ④ 海外展開の自走化に向けた採算性を考慮した経営戦略があるか。

(3) 採択

採択の決定は、沖縄県から申請者に通知します。なお、補助金交付決定額を記載した交付決定通知書の交付は、県での手続きを要するため、採択決定後に別途交付となります。

(4) 採択の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、採択決定後であっても採択を取り消し、補助金の返還や加算金の納付を命ずることがあります。

6. 活動経費について

支援企業として採択された場合は、見本市への出展に係る経費やプロモーション費用等の活動経費を以下のとおりご利用できます。

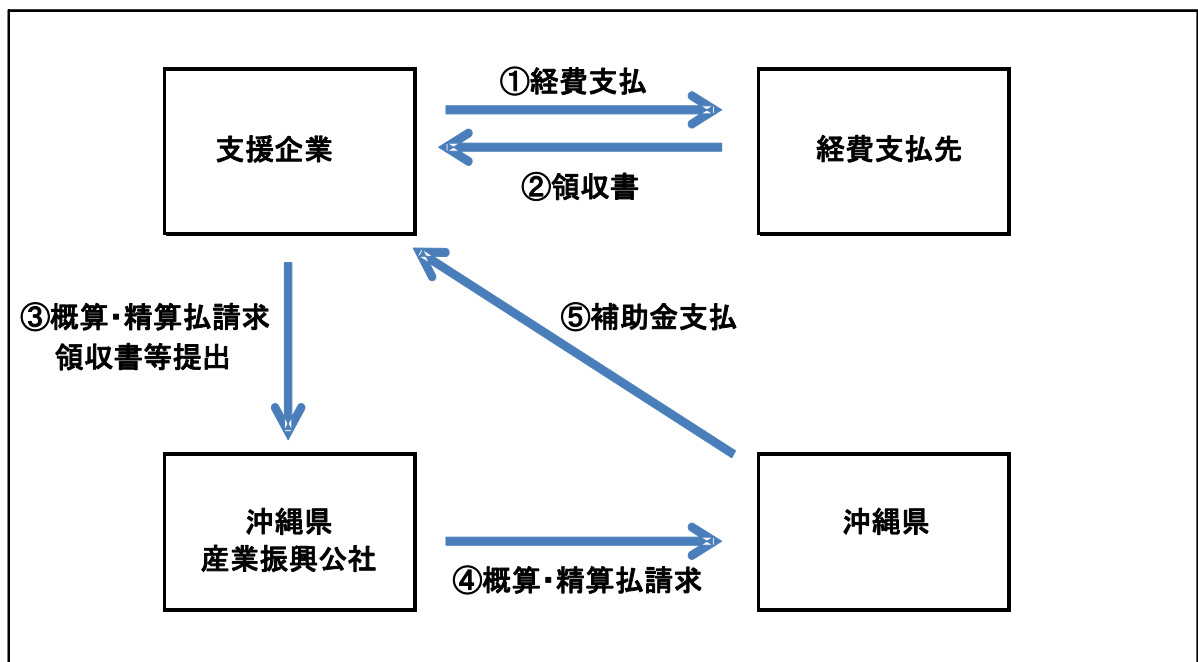
(1) 活動経費の内容

支援企業に対する活動経費の対象事業項目は以下のとおりです。

活動経費の対象事業項目	補助金科目	補助率	
		1～3年目	4～5年目
海外見本市への出展に係る経費	・支援企業旅費(2名上限)	1/2 以内	1/2 以内
	・見本市出展料、運搬・装飾費、通訳費用	10/10 以内	1/2 以内
海外営業活動支援に係る経費	・支援企業旅費(2名上限)	1/2 以内	1/2 以内
	・プロモーション経費 ・バイヤー招聘費用	3/4 以内	1/2 以内
	・通訳費用	10/10 以内	1/2 以内
フィージビリティスタディ(可能性調査・評価)に係る経費	・支援企業旅費(2名上限)	1/2 以内	
	・調査費、試験分析費、原材料費	3/4 以内	

(注) 消費税、振込手数料は補助対象外

(2) 経費の流れ



(3)活動経費に掛かる積算根拠について

申請書（別紙2）の事業費積算書を提出に当たり、客観的な積算根拠が必要となります。申請されるそれぞれの項目については、見積り等の根拠資料をご添付の上ご提出下さい。根拠資料については、見積りが取得できない場合、先方への確認やインターネットでの情報収集など客観的に価格が把握できる資料をご提出下さい。

- ①渡航費
- ②国際見本市への出展に係る経費（見本市出展料、通訳費、装飾費など）
- ③海外営業活動に係る経費（プロモーション経費、通訳費など）
- ④フイージビリティスタディに係る経費（調査費、試験費、原材料費など）

また、海外渡航に係る宿泊費については、宿泊費補助上限額が設定されております。下記の内容を基準にご記載下さい。

【支援企業旅費について】

宿泊費補助額上限

(1) 外国旅行

地方	主な具体例	宿泊費上限
指定都市	ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ロンドン、パリ、モスクワ、シンガポール、等	19,300 円
甲地方	アメリカ、フランス、イギリス（指定都市除く）ドイツ、スペイン、イタリアなど西欧諸国、中近東など	16,100 円
乙地方	チェコ、ポーランド等中東欧諸国、ロシア、香港、タイ、インドネシア、マレーシア、韓国など	12,900 円
丙地方	中国、インド、オーストラリア、メキシコ、中南米、アフリカ、南極など	11,600 円

※その他、地域については、別紙〈各地方一覧〉参照。

(2) 国内旅行

地方	具体例	宿泊費上限
甲地方	さいたま市、千葉市、東京 23 区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市	10,900 円
乙地方	上記(甲地方)に示した以外の日本国内の各都市、地域 県内は全域が乙地方に含まれる	9,800 円

<各地方一覧>

<p>【指定都市】</p> <p>シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン</p>
<p>【甲地方】</p> <p>①北米地域：北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しよ（西インド諸島及びマリアナ諸島を除く。）</p> <p>②欧州地域：ヨーロッパ大陸、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）</p> <p>（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域）、</p> <p>③中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しよ。</p>
<p>【乙地方】</p> <p>①欧州地域：アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア</p> <p>②アジア地域：インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しよ</p>
<p>【丙地方】</p> <p>①上記に既定のない地域（アジア地域、中南米地域、大洋州地域、南極地域）</p>

【計算方法】

- ・宿泊費実費を補助対象とする（宿泊費に含まれる食事代は補助対象外）
- ・補助対象額となる宿泊費は宿泊費上限まで

【補助額計算例】

①宿泊費上限＞宿泊費実費の場合⇒**実費が補助対象額**

例：アメリカに出張し、宿泊費実費が 12,900 円だった場合

宿泊費実費 12,900 円に対し、補助額上限 16,100 円（甲地方）なので、実費の 12,900 円が補助対象額となる。ここから、補助対象額 12,900 円に補助率(1/2 を想定)を掛け、 $12,900 \times 1/2 = 6,450$ 円が補助額となる。

②宿泊費上限＜宿泊費実費の場合⇒**補助上限額が補助対象額**

例：香港に出張し、宿泊費実費が 15,000 円だった場合

宿泊費実費 15,000 円に対し、補助額上限 12,900 円（乙地方）なので、補助額上限の 12,900 円が補助対象額となる。ここから、補助対象額 12,900 円に補助率(1/2 を想定)を掛け、 $12,900 \times 1/2 = 6,450$ 円が補助額となる。

申請書類チェックシート

※提出書類について記入漏れがないか、チェックのうえ提出して下さい。

海外展開する製品名：

会 社 名：

●申請書〔提出部数：正本1部・コピー片面10部〕

- 第1号様式 補助金交付提案書
- 別紙1 事業計画書
- 別紙2 事業費積算書
- 別紙3 収支計画書
- 別紙4 活動スケジュール
- 別紙5-1、2 会社概要表
- 別紙6 補助金・助成金等の活用状況

●添付資料〔提出部数：正本1部・コピー両面10部〕

- 直近3ヶ年の決算書（損益計算書、貸借対照表）
- 法人税、法人事業税及び法人住民税の納税証明書（直近のもの）
- 提案製品の仕様書、パンフレット・カタログ等
- 法人の定款
- 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- その他（各社必要と認める資料等）

●その他

- 申請書類チェックシート（本用紙）※要提出
- _____（他に添付する資料があれば記載）

※ 補助金交付申請書は、ページ通し番号を中央下に必ず表記し、通し番号記入チェック欄
正本1部、コピー9部はダブルクリップで止めて提出してください。

提出者氏名：

連絡先：

※郵送の場合は手続き担当者

公社受領確認欄